

大東市監告示第2号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により、定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成22年4月30日

大東市監査委員 北本 慶三

大東市監査委員 三ツ川 武

平成 21 年度定期監査等結果

1. 監査の対象

健康福祉部

福祉政策課・生活福祉課・障害福祉課・介護保険課

2. 監査の期間

平成 21 年 11 月 16 日から平成 22 年 2 月 5 日

3. 監査の方法

監査は、健康福祉部が分掌する平成 21 年度（平成 21 年 10 月 31 日現在）の事務事業を主な対象とし、大東市監査事務処理規程に基づき、各課から監査資料、関係帳簿および書類の提出を求め、担当者から内容聴取するとともに、その事務事業の執行が条例、規則、その他関係法令に従って適正かつ効率的に行われているか、などについて実施した。

4. 指摘及び留意事項

各課においてはおおむね適正に執行されていることが認められたが、一部の事務処理に検討・改善を要する事項が認められた。

各課において共通で見られることは、文書事務処理において、起案・簡易起案・文書整理簿等において、文書ファイリングに関する事項などの必要項目について記入漏れが多く見受けられた。

また見積書の日付の記入漏れが多数見受けられた。

このことは文書全般についても同様であり、年月日が特定できなければ不都合が生じるものであり、大東市文書取扱規程を遵守されたい。

今年度の対象部局は、社会的弱者に対する施策をはじめ市民の生活に密着した施策を行う部局であり、窓口業務等での市民サービスの向上に、なお一層努められたい。

以下の点について、適切な処理を要望する。

○ 福祉政策課

・福祉事業寄付金の調定において、事務処理が遅れているものが見受けられた、適正な処理に努められたい。

○ 生活福祉課

・景気の低迷、雇用情勢の悪化等により、生活保護受給世帯が増加傾向にあるが、保護の適正実施について、引き続き努められたい。

・生活福祉資金貸付金の未償還金について効果的な、対策を推進し納付奨励、滞納整理に努力されたい。

○ 介護保険課

- ・介護保険料（普通徴収分）の未済額には苦慮されているところであるが、加入者負担の公平を期する面からより未済額の削減に向け、引き続き努力されたい。
- ・急速な高齢者数の増加、要介護（要支援）認定者数の増加、介護保険の総費用の増加に対応するため、介護予防事業がなされているが、その効果的な実施に向け一層努められたい。

○ 障害福祉課

- ・障害者福祉システム構築業務委託の予算見積もり額が執行額と比べ過大となっていた。予算見積もりの厳格化を望む。
- ・障害者福祉作業所運営事業補助事業、小規模授産施設補助事業における補助金区分の認定の際における小数点以下の取り扱いについては、要綱において明記することが望ましい。

健康福祉部にあっては、広汎な事務を執行されているが、市民目線に立ち、市民自らが自立した生活ができるよう保健、福祉サービスの更なる充実を図られることを望むとともに、地域に根ざした福祉施策を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、事業に取り組まれるよう期待する。